

社会福祉法人における
合併・事業譲渡・法人間連携の手引き
(案)

平成20年3月

社会福祉法人経営研究会 編

< 目 次 >

第1章 総論編

1. 従来 of 社会福祉法人制度
2. 社会福祉法人を取り巻く環境の変化
3. 現状と課題
4. これからの福祉経営の取り組み（課題克服のための一方策）
 - (1) 合併、事業譲渡、法人間連携の各スキームの概要
 - (2) 合併、事業譲渡、法人間連携の意義と効果
 - (3) 合併・事業譲渡等の検討の視点

第2章 各論編

1. 趣旨説明
2. 社会福祉法人における合併の手引き
 - (1) 合併の手続きの全体像
 - (2) 各手続きの解説
3. 社会福祉法人における事業譲渡の手引き
 - (1) 事業譲渡の手続きの全体像
 - (2) 各手続きの解説
4. 社会福祉法人における合併・事業譲渡の考察
5. 社会福祉法人における法人間連携のあり方
 - (1) 趣旨説明
 - (2) 事例紹介
 - (3) 有効であると考えられる事例紹介
 - (4) 今後に向けて
6. 実例による様式集

第 1 章 総論編

1. 従来の社会福祉法人制度

○社会福祉法人とは

- ・ 1951年に制定された社会福祉事業法（現社会福祉法）で「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人」として定義されています。
- ・ 戦後の混乱期であった当時は、貧困救済が喫緊の課題であり、福祉の供給主体を速やかに整備することが求められました。
- ・ 一方、憲法 89 条では、公の支配に属さない慈善又は博愛の事業に対する公金支出が禁止されており、これを回避するための受皿が必要でした。
- ・ このような中、福祉の担い手として制度上整備された主体が「社会福祉法人」です。

★ 社会福祉法人がわが国の福祉事業の提供主体として、その大半を担ってきた。

○社会福祉法人の設立

- ・ 社会福祉法人を設立する際には、土地や建物などの資産を原則所有することが必要です。設立時には、社会福祉事業の用に供する土地は多くの場合、設立者等からの寄附によって提供されます。
- ・ 一方、建物については整備費用の 3/4 を補助金として受けられるなど、手厚い公的資金で賄われてきました。
- ・ 社会福祉法人の残余財産は他の社会福祉法人又はその他社会福祉事業を行う者に帰属し、処分されない財産は国庫に帰属すると定められていますが、寄附した側にとっては、自らの持分として保有しているかのように錯覚するケースがあること、また親族の奉仕的な労働力に頼らざるを得なかったこと等により、結果として同族的経営に偏る傾向が見られました。

★ 社会福祉法人は公的支出によって支えられていた。

★ 設立経緯から同族経営から出発せざるを得ない傾向が見られた。

○社会福祉法人の運営

- ・ 介護保険制度が導入される以前は、国、地方自治体から支払われる措置費により、大部分が賄われてきました。
- ・ そのため、比較的小規模の法人であっても、運営費が一定割合で保証されていることから、事業を継続することが可能でした。
- ・ 一方、措置費は、目的に沿った経費が支払われ、剰余の発生が生じないという性格を有していることから、さらに事業を拡大するためには、新たな寄附を獲得する必要があり、このことが事業拡大の障壁となっています。
- ・ 行政においては、「一法人一施設」の設置を指導してきた経緯もあり、これらの結果、零細な規模の法人が多数を占めることとなりました（経営協会の 6 割弱が一法人一施設）。

★ 社会福祉法人は零細規模が多数。構造的に零細規模での事業運営が可能であった。

○社会福祉法人に求められる公共性・公益性

- ・ 社会福祉法人は民法第 34 条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、公益性と非営利性が求められます。
- ・ 公益性が高く、非営利事業を行うものであることから、法人税、市町村民税、都道府県民税、事業税など原則非課税となっており、税制面で極めて厚い優遇を受けています。
- ・ 高い公共性が求められることから、適正な運営を確保するために所轄庁から厳格な監督を受けることとなっています。また、法令に違反したり、運営が著しく適正を欠く場合は、所

轄庁から改善命令、業務停止命令、解散命令などが発せられることとなります。

- ・ 昨今、利用者への虐待など、適正を欠くと思われる法人が散見されます。しかしながら、所轄庁から運営に適正を欠くものとして、是正の改善の指導、改善命令の発出は行われるが、業務停止、解散命令などの措置を受けた事例は少ないといえます。

★ 社会福祉法人は高い公共性・公益性が求められる反面、問題を抱えた法人であっても、退出圧力が事実上ほとんどかからなかった。

2. 社会福祉法人を取り巻く環境の変化

○福祉サービス需要の急激な増加

- ・ 医療制度の充実や生活水準の向上等により、高齢者人口が急速に増加しています。2015年にベビーブーム世代が高齢期に達し、2025年には、高齢者人口が3500万人に達すると予測されています。それに伴い、介護サービスを必要とする人たちも急激に増加することが見込まれています。
- ・ 保育分野においても、女性の社会進出の進展に伴い、入所を待つ児童が多数存在するなど、保育サービスを必要とする人たちが急激に増えつつあります。
- ・ 障害者分野においても、例えば医療機関に長期入院している精神障害者について、地域での自立支援に向けてサービスの拡充が必要とされています。
- ・ また、家庭における児童や高齢者への虐待やホームレス問題など、様々な社会的問題が顕在化しつつあり、福祉サービスの拡充がより一層求められています。

★ 急増する福祉サービス需要に対して、効率的かつ柔軟な供給体制の整備が求められる。

○福祉サービスの多様化

- ・ 介護保険制度の導入により、介護保険サービスは「措置」から「契約」へと転換されました。従来の措置制度では行政がサービス内容を決定し、事業者を特定していましたが、契約制度においては、利用者と事業者が対等な立場として、利用者が自らの意思でサービスを選択するようになりました。
- ・ 障害者福祉分野においても、2003年度から支援費制度、2006年度から障害者自立支援法の施行により、利用者が契約によりサービスを選択するようになり、原則利用者が応益負担する仕組みが導入されました。
- ・ これに伴い、利用者側も、福祉サービスを負担に対する対価として利用するという考え方が浸透し、消費者としての権利意識が一層高まっています。
- ・ 特に、今後高齢化を迎える世代は戦後の消費と流行を牽引してきた世代であり、従来の高齢者以上に多様なサービスへの欲求を持つ傾向が強いと思われています。

★ 利用者の権利意識の高揚とあいまって、利用者のサービスの質に対する要求や多様化するニーズにこれまで以上に応えていくことが求められる。

○サービス提供主体の多様化

- ・ これまで、福祉サービスの提供は社会福祉法人が主に担ってきましたが、介護保険制度の導入に伴い、在宅介護サービス分野を中心に社会福祉法人以外の多様なサービス提供主体が参入することとなりました。
- ・ 民間企業等の参入に伴い、事業者間の競争を通じたサービスの質の向上が求められる一方で、福祉サービスの分野においても、競争条件の均一化（イコールフットィング）が取り上げられるようになってきました。
- ・ 過度の競争は福祉サービスにふさわしくないことに、疑いの余地はありません。しかし、社会福祉法人運営に新陳代謝が働かず、事業の効率化やサービスの質の向上など、生産性*を高める意識が構造的に働かないとすれば、問題といえます。

* 生産性を高めるとは、資産や人的資源等をより高度に活用することを意味する。そのため、業務効率化により事業コストを削減することのみに留まらず、同じコストでより質の高いサービスを提供したり、サービスの幅を広げたりするなど、提供するサービスの付加価値を向上させることなども含まれる。

★ 生産性を高める経営の実践がより一層求められる。

○公的財政の逼迫、歳出の見直し

- ・ 国や地方自治体の歳出は厳しい見直しを迫られており、社会保障費の抑制がより一層進められるようになってきています。
- ・ 現在の介護保険、措置費及び支援費に係る給付は、総計約9.3兆円（平成16年度予算ベース）に達し、需要が高まる福祉分野においても、公的支出の伸びを抑制する動きがより活発化していくことが予想されます。
- ・ そのような財政環境の中で、事業経営の方向性と方法を明確にしていくことが、今後の社会福祉法人の存続に大きな影響を及ぼすこととなります。

★ 財政支出が抑制されても、事業経営が持続可能となるよう事業構造の転換が求められる。

3. 現状と課題

○非効率な事業運営の温存

- ・ 行政が「一法人一施設」を指導してきたこともあり、零細規模の法人が多く、補助金などの財政支出や税制優遇などに支えられ、零細規模での事業運営が可能でした。
- ・ そのため、経営効率化や生産性向上に向けたインセンティブが働きにくい環境にあったといえます。
- ・ また、法人が事業を継続していくために、家族・親族の奉仕的な労働に頼らざるを得なかったことや、土地、建物の一部を寄附で賄ってきたことから、同族的経営が多く見られ、同族が法人・施設の主要な職を占めることにより、施設職員が将来への展望が描けず、人材確保・育成についても問題が生じている一面があります。

★ 社会福祉法人には生産性を高める経営の実践がより一層求められるにも関わらず、構造的に非効率な経営が温存されているのではないか。

★ 非効率な事業運営から脱し、生産性の高い経営を実現するための方策が必要ではないか。

○画一的なサービスの提供

- ・ 補助金や措置費による施設運営は、設備・人員基準に基づき、施設を整備し、職員を配置することに必要な経費が補助されているものであることから、一定水準以上サービス確保に寄与してきたものの、より良質なサービス提供を目指すというインセンティブは働きにくく、画一的なサービス提供に陥りやすいという問題点があります。
- ・ 施設入所の待機者が常態化する現状では、サービスの質に多少の問題があっても、入所者がいなくなることはなく、多様化する利用者のニーズに応えたり、サービスの質を高めたりしなくても、当面の事業が存続できているともいえます。

★ 利用者のサービスの質に対する要求や多様化するニーズに応じていくため、それらの動機付けや取り組みを後押しする方策が必要ではないか。

○運営に問題を抱える法人の存在

- ・ 社会福祉法人は高い公共性・公益性が求められるにも関わらず、法令違反や経営の行き詰まりなど問題を有する法人が、これを理由として事業から退出したケースは少ないといえます。
- ・ 福祉事業の廃業・退出は利用者に極めて大きな影響を及ぼすため、慎重に検討すべきであることは当然ですが、福祉事業から退出すべき法人が、実質的な改善を図ることなく残ることは、社会的に大きな問題です。
- ・ これまで、行政指導や改善命令等により、主要な役員を交代させて実質的な改善を図る方法が取られてきましたが、経営の行き詰まりへの対応としては不十分でした。

★ 福祉事業から撤退すべき法人に対して、利用者への影響を極力抑えつつ、退出を円滑に促す制度設計が必要ではないか。

○増加する福祉サービス需要と財政支出の抑制

- ・ 高齢化の進展に伴いサービス給付が増加していくことは避けられず、また、児童や高齢者への虐待、若年者層の引きこもり、ホームレス問題など福祉サービスの需要も増加しています。また、厳しい財政状況からこれらに対する給付費などの伸びを抑制する動きが続いています。

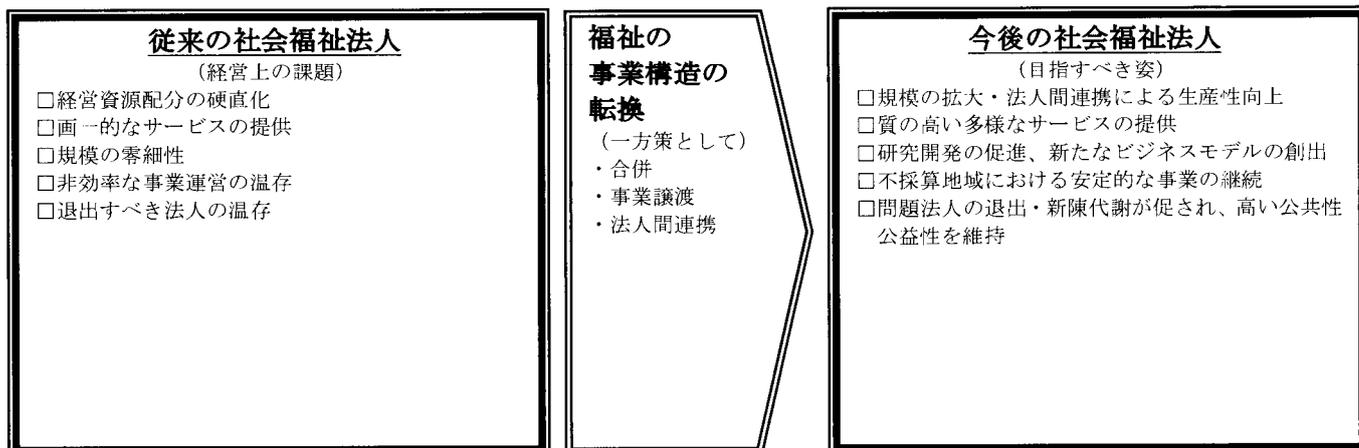
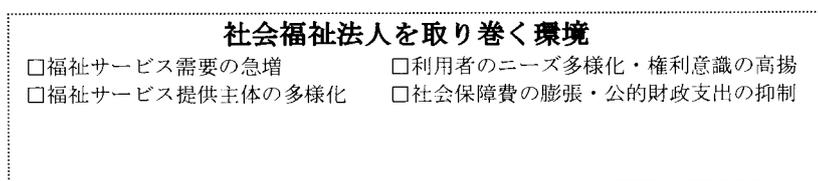
- ・ 需要増の一方で、利用者本位への意識変化からサービスの質の向上が求められています。
- ・ 福祉サービスをめぐっては、高齢化への対応、新たな福祉ニーズへの対応など、福祉サービス供給増のためのより一層の効率性と同時に、サービスの質の向上を両立するという難しい課題があります。
- ・ 福祉サービスに係る負担と給付のあり方については、国民的な合意によりその水準が議論され、制度面、財源面での手当てがなされることと思われませんが、社会福祉法人においては、国民に理解を求めるためにも、その使命や存在意義を認識しつつ、より一層効率的な事業運営が求められます。

★ 財政支出の伸びが抑制される中、増加する福祉サービスの需要、サービスの質の向上に
応えられるよう効率的かつ柔軟なサービス供給体制の整備を後押しする制度設計が必
要ではないか。

★ 社会福祉法人が社会のニーズに応じた事業運営が実現できるよう事業構造の転換を後
押しする方策が必要ではないか。

4. これからの福祉経営の取り組み（課題克服のための一方策） （福祉の事業構造の転換：合併・事業譲渡・法人間連携のあり方）

- 前述した社会福祉法人が抱える課題を克服するためには、経営の効率化を図るとともに、多角的な経営や地域のニーズに柔軟に対応するため経営基盤の強化を図る必要があります。
- 法人経営の効率化・安定化を図るためには、法人全体で採算をとり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であると考えられます。このため、合併、事業譲渡、法人間連携について、課題を克服するための一つの手法として捉え取り組んでいくことも必要です。
 なお、本書では、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化といったものを進め、規模のメリットを出していくことも必要であると考えています。



(1) 合併、事業譲渡、法人間連携の各スキームの概要

①合併

◆合併とは

2つ以上の法人が、契約によって1つの法人に統合することを合併といい、新設合併と吸収合併の2つの方法があります。

・新設合併

合併により既設の法人の全てが解散し、新たに法人を新設すること。

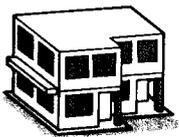
・吸収合併

合併により1つの法人のみ存続し、他の法人を吸収（解散）すること。
合併後存続する法人が、消滅した法人の一切の権利義務を承継する。

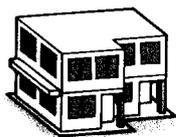
◆社会福祉法人において想定される合併活用例

零細規模の複数法人が合併し、規模を拡大し生産性を向上

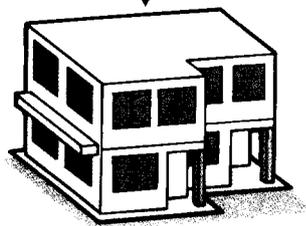
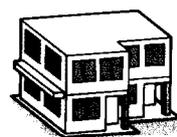
A 零細規模法人



B 零細規模法人



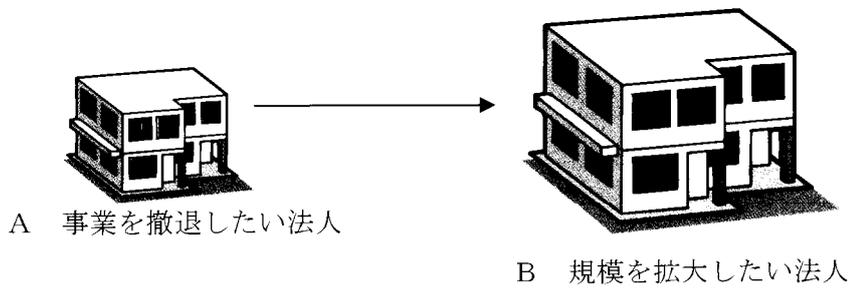
C 零細規模法人



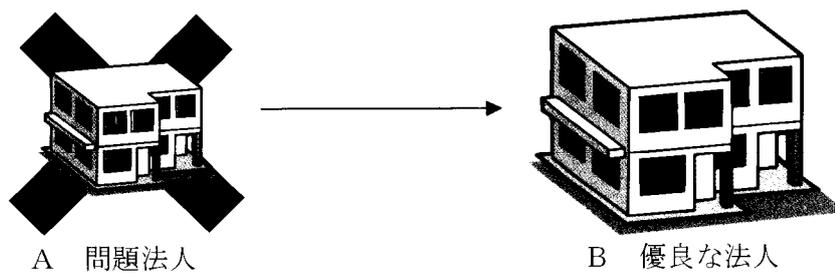
D 新設法人

※A、B、C法人は、D法人の設立と同時に消滅する。

事業を閉鎖したい法人を他法人が吸収し、事業拡大して継承



福祉事業を継続することに問題がある法人を、優良な法人が吸収し、事業を継承することにより、問題法人を円滑に退出



※いずれもA法人は合併と同時に消滅する。

②事業譲渡

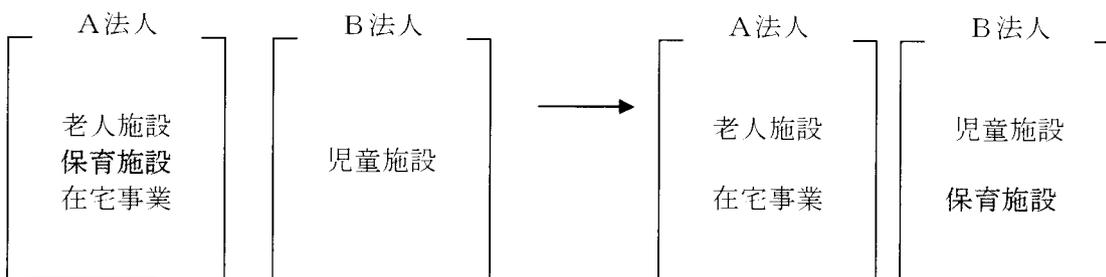
◆事業譲渡とは

特定の事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡することであり、土地・建物など単なる物質的な財産だけではなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべての譲渡を指します。

◆社会福祉法人において想定される事業譲渡活用例

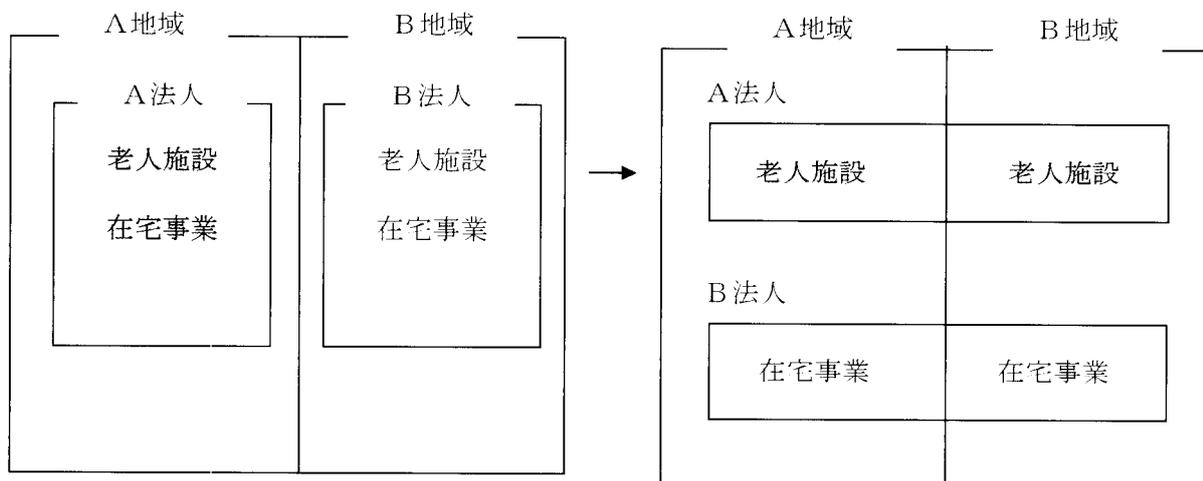
特定の事業から撤退したい法人から、同事業を展開したい法人へ事業を譲渡

例) 保育事業から撤退したい法人から、保育事業を実施したい法人へ事業を譲渡



事業を選択し、集約化することで生産性を向上

例) A 法人及びB 法人ともに老人施設と在宅事業を実施しているが、施設経営を目指す法人と在宅サービスを目指す法人との利害が一致し、合意形成により事業を転換（相互譲渡）



③法人間連携

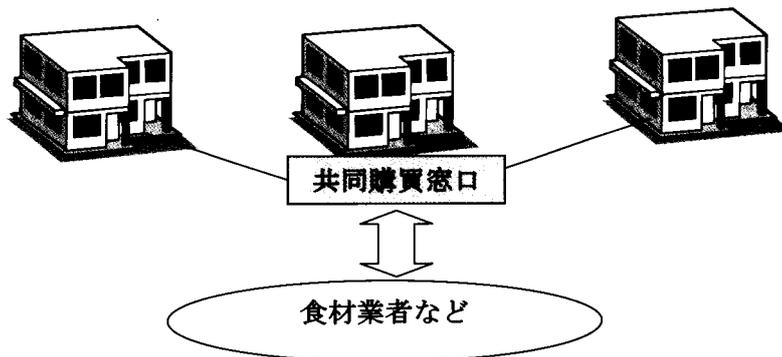
◆法人間連携とは

技術開発や資材購入など複数の法人間で協力関係を契約することです。連携の範囲や内容など明確な定義はなく、法人間で互いに協力関係を築くこと全般が含まれるものと考えられます。

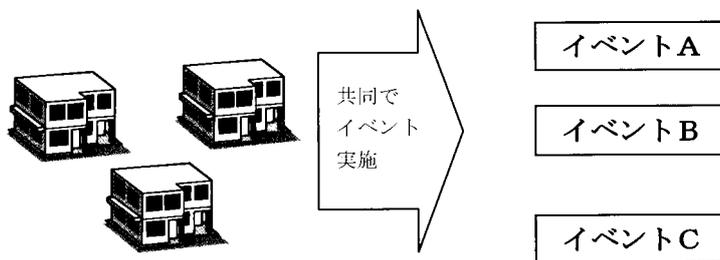
◆社会福祉法人において想定される法人間連携例

運営の効率化及びサービスの質の向上

例：共同で食材を共同購入し、調達コストを削減

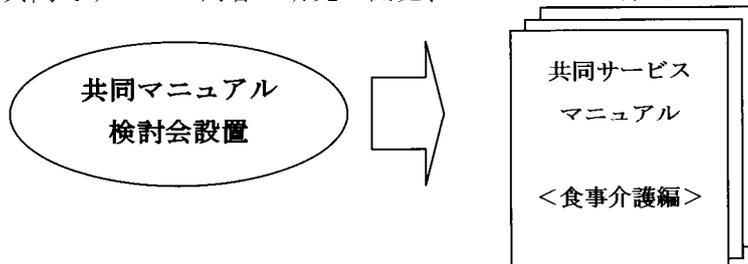


例：共同でイベントを実施し、内容を充実又は拡充



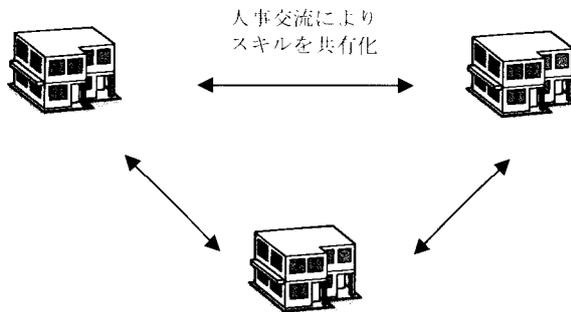
イベント数を増やし、利用者が好きなイベントを選択して参加

例：共同でサービス内容の研究・開発、マニュアルの策定

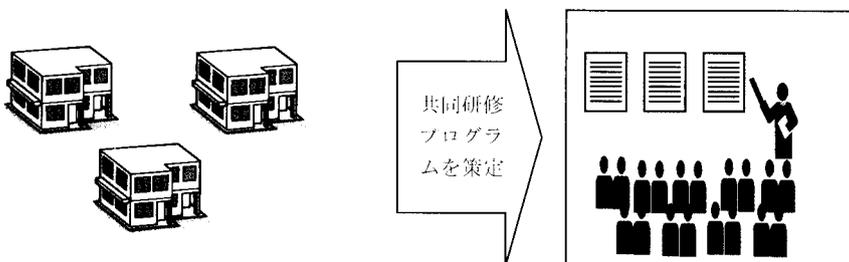


人材育成に向けた取組

例：人材交流を図り、スキルを共有化



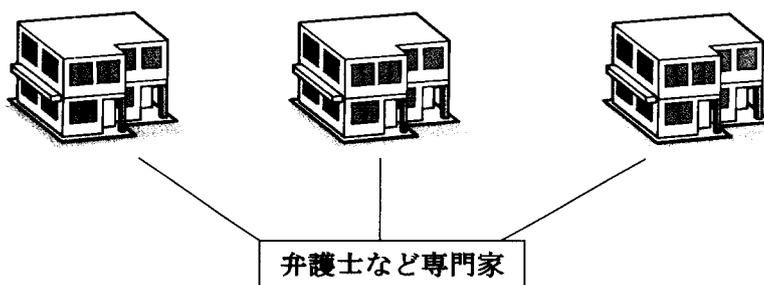
例：共同で教育研修を行い、スキルの共有化やより高度な研修を実施



研修プログラムの一つとして
外部講師を招いて共同研修を開催

経営機能の強化

例：外部専門家の高度活用



共同で弁護士、会計士、コンサルタントなど専門家と委託契約を締結し、緊急時の対応、経営指導、経営チェックなどアドバイザー機能を確保。1法人あたりの費用負担を軽減。

(2) 合併・事業譲渡・法人間連携の意義と効果

①意義

- 合併・事業譲渡、法人間連携は、生産性の高い経営を実現するための一つの方策です。
- 合併・事業譲渡、法人間連携は、法人が複数の施設や事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指す上で有効な手段です。
- 運営に問題を抱える法人の退出により、社会福祉法人全体の規律の保持が期待できます。

②効果

- 合併・事業譲渡、法人間連携を行うことにより、次の効果が期待できます。

<合併・事業譲渡>

○事業の効率化及びサービスの質の向上

◆事業拡大・拡充の負担軽減

合併や他法人から事業を譲り受けることにより、即戦力の経営資源を活用することができ、新設・増設する場合よりも、迅速な事業展開や、事業化までの負担の軽減、事業の拡大・拡充の実現が期待できます。

また、行政サイドから見ても、社会福祉法人を新設する場合に比べ、公的財政支出を抑えた上で福祉サービス提供の維持・拡充を図ることが期待できます。

◆相互の経営資源の有機的融合によるサービスの質の向上

他法人の設備・人材・ノウハウ等経営資源を活用することにより、既存の経営資源の補完や高度な活用が促され、サービスの質の向上などが期待できます。

◆規模拡大による事業効率化

事業規模が拡大することにより、調達コストやサービス開発コストなどの費用が抑えられるなど、事業の効率化が期待できます。

○経営困難の克服

◆事業の選択と集約化による生産性の向上

最も傾注したい事業を他法人から譲り受けたり、縮小・撤退したい事業を他法人に譲渡することにより、事業の選択と集約化が促進され、傾注したい事業に経営資源を集中的に配分し、生産性を向上させることが期待できます。

◆経営が困難になる前の撤退の判断

現状では、たとえ経営が悪化しても、社会福祉法人には事実上撤退する選択肢がありません。社会情勢が変わり、万一公的財政支出が少なからず抑制されても、利用者保護の観点から、経営破たんを回避すべく経営改善に向けた努力を尽くすことが、経営者には求められます。万一経営破たんが避けられない状況になった場合、利用者をはじめ関係者への影響は著しく大きく、そのような事態に陥る前に、他法人との合併や事業譲渡によって、再建を図る方策が選択肢として用意されていることは、社会的更生の観点からも意義があります。

◆不採算地域におけるサービス提供の継続

社会福祉法人の公共性を鑑みれば、過疎地など採算性が低い地域においても、地域のニーズに応じて福祉サービスの提供を維持することが求められます。そのような地域において、万一経営破たんが避けられないような状況に陥り、経営者が事業撤退の勇気ある決断を下さざるを得ない場合に、合併や事業譲渡により、運営主体が交替しても事業そのものが継続されれば、利用者保護が担保でき、地域への影響を最小限に抑えることが可能となります。

○問題法人の円滑な退出

◆健全な競争の促進と適切な新陳代謝

福祉サービスにおいて過度な競争は避けるべきですが、適正なルールに従って、互いに切磋琢磨し、サービスの質を高めあったり、法人の個性をより一層発揮していくことは、望ましいことです。その中で行政指導による改善措置を講じてもお問題のある法人は、退出を促し、利用者が安心して利用できる良いサービスが提供される仕組みが導入されれば、社会福祉法人全体で、業界の新陳代謝が促され、健全な競争の一助に資することとなります。

◆社会福祉法人全体の高い公益性・公共性の維持・確保

コンプライアンスやサービスの質に問題を有し、何ら改善を試みない撤退すべき法人に対して、円滑に退出する道筋をつけることにより、社会福祉法人全体の規律が保たれ、高い公益性・公共性を維持していくことが期待できます。

◆法人経営者の意識改革の促進

問題のある法人の福祉事業からの撤退が進めば、経営者により一層法令遵守や組織の規律付け、サービスの質向上などに対する意識が高まることが期待できます。

<法人間連携>

○事業の効率化・サービスの付加価値の創出

◆事業効率化の促進

合併や事業譲渡は、経営者に思い切った決断が求められ、実行に移す際には大きな負担を伴いますが、法人間連携であれば、比較的負担は軽く、実行に移しやすいといえます。複数の法人が協力体制を築くことで事業の効率化など大きな効果が期待できます。

◆サービスの付加価値の創出

個々の法人では経営資源の不足により取り組むことが難しいことであっても、複数の法人が連携、協力することで、不足する経営資源を補うことが可能となります。例えば、共同で新サービスの開発を行ったり、共同で研修会を実施するなど、ノウハウの開発・蓄積・共有が促進され、サービスの質が従来に比べて著しく向上することが期待できます。

○経営改革の促進

◆新たな経営手法の開発

複数の法人が共同してシステムの開発等を進め、新たなビジネスモデルを構築したり、単独では解決困難な課題を協力して解決を図るなど、新たな経営手法の確立に向けた検討が促されることが期待できます。

◆ガバナンスの強化

弁護士や会計事務所と共同で委託契約を結び、外部による客観的な経営チェックの仕組みを導入するなど、組織の規律付けに向けた取り組みの促進が期待できます。

③円滑な移行のための取組み

○連携法人間の合併・事業譲渡

連携している法人間では互いのノウハウや情報が共有されており、合併や事業譲渡の必要が生じた際に、全く連携していない法人と合併・事業譲渡を行う場合よりも、円滑に作業が進められることが期待できます。

○合併・事業譲渡、法人間連携を後押しするための方策

このように合併・事業譲渡、法人間連携は有効な手段であるものの、動機付けやこれらの取り組みを後押しするための方策が必要であり、また、サービスの質に対する要求や多様化するニーズに応え、効率的かつ柔軟なサービスを供給していくためにも、行政の側面からのバックアップは不可欠であるといえます。

(3) 合併・事業譲渡等の検討の視点

① 合併、事業譲渡の目的の明確化

合併等を行う際には、まず、その目的が明確でなければなりません。

目的を明確にするためには、まず、以下の点が整理されていることが必要となります。

- 1) 合併、事業譲渡等は、法人の理念に沿うものかどうか。
- 2) 合併、事業譲渡等は、法人の経営戦略に沿うものかどうか。

② 合併、事業譲渡等の相手となる法人の評価

合併、事業譲渡を行う目的が明確になれば、その可否を判断するために、合併、事業譲渡の相手となる法人を評価したうえで、その可否を判断しなければなりません。

評価にあたっては、以下のような項目について整理することが必要です。

評価に際しての情報は、可能な限り協議の前に入手し、調査、分析することが肝要です。

(例)

- 1) 合併等相手法人の沿革
- 2) 合併等相手法人の経営理念、経営戦略、経営方針
- 3) 組織、事業
- 4) 役員、評議員の構成
- 5) 従業員の状況（労働組合、年齢構成、人事制度等）
- 6) 他分野の場合には、その分野の業界分析
- 7) 地域における需要と競合事業者の状況
- 8) 過年度、現在の財務状況と将来的な財務状況の見通し
- 9) 合併先法人が事業展開する各地域の事情
- 10) 相乗効果

③ 財務諸表の分析

評価の際には、合併、譲渡を受ける事業についての財務的な評価、特に、資産、負債の状況等についての分析、評価は重要です。

企業における合併、事業譲渡において重要視される収益性については、その事業の性質から社会福祉事業は高い収益を見込めるものではありませんが、将来の事業計画を作成するために分析を行う必要があると考えます。

特に以下のような経理処理が行われていないかといったチェックを行うことも必要です。

- i) 過剰・不適正な報酬支払い
- ii) 意図的な減価償却費の計上や未計上
- iii) 年金債務や退職給付債務

④ 将来事業計画の作成

合併、事業譲渡等の法人評価は、将来の財務諸表（事業活動収支計算書のみならず、貸借対照表、資金収支計算書も含む）を複数年にわたり作成する必要があります。この将来計画は、過度に主観的なものであってはならず、客観的に一定の根拠をもって作成されていることが必要であり、法人の評価の基礎として足りる十分な合理性を有しているかどうかを判断する必要があります。

将来事業計画の策定、又は法人評価を行うにあたっては、以下の点に着目する必要があると思われます。

- 1) 経営理念の反映
- 2) 事業戦略（事業展開、サービス提供など）、人事戦略（賃金制度、採用計画など）、財務戦略（資金調達、使途）といった各個別戦略との整合
- 3) 戦略の数値化
- 4) 根拠の明確化

第 2 章 各論編

1. 趣旨説明

本章では、社会福祉法人が、合併や事業譲渡を検討する際の参考となるよう、具体的な事例をもとに手順を示し、その解説に努めました。また、合併・事業譲渡による効果や留意すべき事項について考察を行い、その論点も加え、整理を行っています。

法人間連携のあり方については、既にも実績のある事例や有効であると考えられる取組事例を選定し、解説を加えています。

今後、規模の拡大や事業運営の効率化について、社会福祉法人で検討いただく際の参考に資すれば幸いです。

<合併／事業譲渡の手引きについて>

合併あるいは事業譲渡を実際に行った法人に対して調査を行い、調査結果をもとに、合併や事業譲渡の実施を検討する法人の手引きとなるよう、実施事項を整理し、解説を加えました。実施事項は所管庁への申請や登記手続など、法令上必要とされる事務手続はもちろんのこと、利用者家族への説明、規程・マニュアル類の整備など、運用上必要となる対応についても記載しています。

手引きの各項目では、汎用的な解説のみならず、合併あるいは事業譲渡を行った法人の事例を引用し、成功のポイントや留意すべき点などの解説も行い、より具体的なイメージが湧くように配慮しました。

また、調査事例で実際に使用した主な書式について書式実例集としてまとめました。

～手引きの構成～

<実施事項>

「やるべきこと」を具体的に列挙

<補足説明>

留意点などの解説や補足説明

<事例解説>

調査事例を引用し、成功のポイントなどを説明

<参考様式（実例）>

調査事例で実際に使用された規約書、契約書、申請書等を掲載

<合併・事業譲渡の考察>

事例をもとに、合併や事業譲渡の効果（享受するメリット）や留意すべき事項について、「法人にとって」「職員にとって」「利用者・利用者家族にとって」「地域にとって」の4つの視点から考察を行いました。

<法人間連携のあり方>

法人間で連携して事業を進めていくことは、合併・事業譲渡に比べて、実現に向けた検討に着手しやすいといった面があります。社会福祉法人で既にも実績のある事例や有益と考えられる連携についてケーススタディを行い、掲載することとしました。